

防衛装備庁公示第13号
平成27年10月1日
一部改正：防衛装備庁公示第40号
平成29年9月4日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部長
佐々木 正人

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの
- オ 複数の構成部品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成部品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合

キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合せ先)
1	T-7 機体定期修理に係る契約	ア	27.10.1	T-7 機体定期修理の実施に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線: 35607
2	T-5 機体定期修理に係る契約	ア	27.10.1	T-5 機体定期修理の実施に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
3	T-4 機体定期修理に係る契約	ア	27.10.1	T-4 機体定期修理の実施に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

4	T-4 機体定期修理及び改修に係る契約	ア	27.10.1	T-4 機体定期修理及び改修の実施に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線：35607
5	T-4 用エンジン・オーバーホール（F3-IHI-30/-30B）に係る契約	ア	27.10.1	T-4 用エンジン・オーバーホール（F3-IHI-30/-30B）の実施に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
6	T-400 用エンジン・オーバーホール（JT15D-5F）に係る契約	ア、イ	27.10.1	<p>T-400 用エンジン・オーバーホール（JT15D-5F）の実施に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</p> <p>オーバーホールの実施に必要なライセンス実施権をカナダ国プラット・アンド・ホイットニー・カナダ・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。</p>	

7	U-125/A用エンジン・オーバーホール（TFE731-5R-1H）に係る契約	ア、イ	27.10.1	<p>U-125/A用エンジン・オーバーホール（TFE731-5R-1H）の実施に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</p> <p>オーバーホールの実施に必要なライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線：35607
8	T-7用エンジン・オーバーホール（250-B17F）に係る契約	ア、イ	27.10.1	<p>T-7用エンジン・オーバーホール（250-B17F）の実施に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。</p> <p>オーバーホールの実施に必要なライセンス実施権を米国ロールス・ロイス・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。</p>	

9	C-1 機体定期修理に係る契約	ア	27.10.1	C-1 機体定期修理の実施に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線：35608
10	US-1A機体定期修理に係る契約	ア	27.10.1	US-1A機体定期修理の実施に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
11	US-2機体定期修理に係る契約	ア	27.10.1	US-2機体定期修理の実施に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

1 2	U-4 機体定期修理に係る契約	ア、イ	27.10.1	<p>U-4 機体定期修理の実施に必要なとなる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</p> <p>機体定期修理の実施に必要なとなるライセンス実施権を米国ガルフストリーム・エアロスペース・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。</p>	<p>・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線：35608</p>
1 3	C-1 用エンジン・オーバーホール（JT8D-9）に係る契約	ア	27.10.1	<p>C-1 用エンジン・オーバーホール（JT8D-9）の実施に必要なとなる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</p>	
1 4	C-2 輸送機の機体構成品製造に係る契約	ア	27.10.1	<p>C-2 輸送機の機体構成品製造に必要なとなる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</p>	

15	YS-11FC/EA/EBの機体定期修理に係る契約	ア	27.10.1	YS-11FC/EA/EB機体定期修理の実施に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線：35608
16	YS-11FC/EA/EBの機体定期修理及び改修に係る契約	ア	27.10.1	YS-11FC/EA/EB機体定期修理及び改修の実施に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
17	T-5用エンジン・オーバーホール（250-B17D）に係る契約	ア、イ	27.10.1	<p>T-5用エンジン・オーバーホール（250-B17D）の実施に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</p> <p>オーバーホールの実施に必要なライセンス実施権を米国ロールス・ロイス・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。</p>	

18	U-36機体定期修理に係る契約	ア、イ	27.10.1	<p>U-36機体定期修理の実施に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</p> <p>機体定期修理の実施に必要となるライセンス実施権を米国リアジェット社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。</p>	<p>・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線：35607</p>
19	U-4用エンジン・オーバーホール（TAY611-8）に係る契約	ア、イ	27.10.1	<p>U-4用エンジン・オーバーホール（TAY611-8）の修理に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</p> <p>修理に必要となるライセンス実施権を英国ロールス・ロイス社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。</p>	

20	US-2 救難飛行艇の製造に係る契約	ア	28.1.6	US-2 救難飛行艇の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線：35608 35605
21	全機疲労強度試験供試体等の製造に係る契約	オ	29.7.4	次期輸送機（量産機形態）全機疲労強度試験供試体契約以降、新規参入の申し込みまでに防衛省が締結した当該防衛装備品の製造に係る契約での成果を継承し、当該製造の目的達成のためのシステム・インテグレーションが行えることを証明できること。	
22	P-1 機体定期修理に係る契約	ア	29.9.	P-1 機体定期修理に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可等を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	